
監査委員公表

監査委員公表第1号

令和4年10月6日付R04-21000-00839の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月17日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	前田	哲也
同	中村	泰輔

4 交管第 1 2 4 号
令和 4 年 1 1 月 3 0 日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和 4 年度長崎県公営企業会計定期監査結果に
係る措置について (通知)

令和 4 年 10 月 6 日付け R04-21000-00839 の監査結果の報告に基づき、別紙の
とおり措置を講じたので通知します。

令和4年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計:長崎県交通事業会計 所管部局:交通局

【1 指摘事項】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 備品の管理について ターミナル業務委託契約において、受託者が取得した紙幣計数機他5点について、契約書に所有権の帰属に関する定めがなく、所有権が不明確となっているので、適正な契約事務を行うこと。 また、固定資産に計上しない10万円未満の備品については、備品出納簿への登載基準額を検討し、適切な物品の管理を行うこと。</p>	<p>ターミナル業務委託契約については、令和4年度の契約において変更契約を行い、受託者が取得した物品の所有権の帰属を明確化した。 10万円未満の物品の管理については、他の地方公営企業の状況を調査し、物品取扱規程を改正したところであり、今後は適切な物品管理に努める。</p>
<p>イ 例規の管理について 長崎県交通局物品取扱規程について、平成26年4月の改正にあたり平成21年及び平成24年の改正内容を反映せずに誤って改正手続きを行っているため、適正な例規の管理を行うこと。</p>	<p>当該規程については、指摘を踏まえ所要の改正を行った。今後は適正な例規の管理に努める。</p>

【2 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 経営状況について 令和3年度の経営成績は、総収益が43億8,216万円で、総費用は47億5,361万円、純損失は3億7,145万円となっており、前年度に比べ2億3,197万円改善している。 改善の主な要因は、燃料費が高騰する中で、人件費の削減や投資事業の抑制などに取り組んだことにより、営業費用の増加が0.6%増と最小限にとどまったためである。 しかしながら、純損失が発生しているのは、コロナ禍が継続する中で営業収益の増加が2億4,670万円の8.9%増にとどまり、長崎県交通局経営計画に定めた計画額まで戻らなかったことによるものである。 今後も新型コロナウイルス感染症の影響、少子化による人口減少及び運転士の高齢化など、交通事業を取り巻く厳しい経営環境の継続が懸念されることから、関係機関等からの補てん対策の検討や資産の有効活用等、あらゆる方面からの収支改善に努めるとともに、県民生活の維持・向上を念頭に置いて、公営の交通事業者として、地域生活交通を確保しながら、経営改善に努める必要がある。</p>	<p>コロナ禍による大幅な減収に対応した経営計画を策定し、その収支改善対策を着実に実行することで、コロナ禍が長引く中であって、経費削減と減収対策企業債の借入額の減を達成している。 今後もコロナ禍の影響が長引くことが想定されるため、直近の状況変化を踏まえた中期経営計画の見直しを行い、交通局職員が一体となって経営改善に取り組むとともに、長崎自動車株式会社との共同経営方式での路線バス再編等により、県民の皆様が必要とする地域生活交通の維持に努める。</p>

4水 対 第 195号
令和4年11月28日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公印省略)

令和4年度長崎県公営企業会計定期監査結果に
係る措置について (通知)

令和4年10月6日付け R04-21000-00839 の監査結果の報告に基づき、別紙の
とおり措置を講じたので通知します。

令和4年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県流域下水道事業会計 所管部局：水環境対策課、県央振興局

【1 指摘事項】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 大村湾南部浄化センターの修繕について</p> <p>大村湾南部浄化センター維持管理業務委託において、受託者が実施した管理棟事務室の空調設備修繕(341万円(税込))の支出区分について、長崎県流域下水道事業修繕費支弁基準に基づき、資本的収支に計上すべきところ、収益的収支に計上されているので、適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>受託者から県に対し、空調機修繕の報告はありましたが、収益的収支の修繕費相当として、維持管理業務委託の契約内容により、受託者が実施できる業務と判断してしまったものです。</p> <p>今回の空調設備修繕については、収益的収支の過年度損益を修正し、資本的支出として固定資産計上を行いました。</p> <p>今後、修繕については、内容を十分に確認し、長崎県流域下水道事業修繕費支弁基準に基づき適正な処理を行うことを関係職員で再確認いたしました。</p>

【2 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 大村湾南部流域下水道事業の進捗状況等について</p> <p>大村湾南部流域下水道事業は、下水道法に基づき国へ届け出ている「事業計画」等に基づき、終末処理場及び幹線管渠を整備しており、平成11年度末の一部供用開始以降順次処理区域が拡大している。</p> <p>令和3年度をみると、処理人口普及率(当該年度の実際の人口に対する当該年度の処理人口の割合)は90.1%で、令和4年度の目標値(89.0%)以上の実績となっているが、処理区域面積は1,150.3haで、令和4年度の目標値(1,511ha)に対して76.1%の実績、処理人口は41,749人で、令和4年度の目標値(45,430人)に対して91.9%の実績となっており、最終年度の令和4年度における目標値達成が難しい状況となっている。</p> <p>事業計画については、令和4年度中に見直しを行い、令和11年度まで計画期間を延長する予定としているが、計画検討から進捗管理及び課題の検討まで適切な執行管理に努められたい。</p> <p>また、処理水質については、毎年実施している大村湾の水質調査の結果を基に、高度処理化の検証を行っているが、費用対効果の観点からも、あらためて、現在施工中の3系列目の高度処理化工事終了後に予定している検証を適切な時期に行い、効果的な事業推進に努められたい。</p>	<p>令和4年度までの事業計画において、居住人口に対する処理人口の割合は90%を超えているものの、処理区域面積に対する整備済面積は約76%にとどまっておりますが、これは、人口密度が高い地域から整備が行われる傾向があることが一因と思われまます。</p> <p>流域下水道事業は、終末処理場と幹線管渠を実施する事業であり、処理区域面積の進捗は、一般家庭や工場などと幹線管渠を結ぶ流域関連市が実施する事業の進捗次第となりますが、今後、監査委員の意見を踏まえ、流域関連市と調整しながら、適切な執行管理に努めてまいります。</p> <p>また、処理水質については、今後も大村湾の水質調査の結果をもとに高度処理化の検証を行ってまいります。</p>